

1 検証事項について

【中村委員長】 検証に入る前にお知らせする。本委員会は長時間となるため、毎回1時間ほど経過した段階で5分程度の休憩時間を設けることとする。

それでは、「第7条、市民参加」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。努力をし続けなければならないものである。

【河端委員】 公明党は積極的に意見交換会の実施等を行っていることから、評価を「十分達成された」とした。

【佐藤委員】 日本共産党は全議員が努力をしているところであり、評価を「概ね達成された」とした。ただし、意見交換会で記録者が発言しづらい部分があるので、改善が必要だと思う。

【石田委員】 虹の会は意見交換会等に取り組んでいるが、限られた団体と行うのではなく開けたものにしたいと考え、評価を「今後努力を要する」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、第2項にある公聴会及び参考人制度の活用を行っていないので「今後努力を要する」と評価した。第3項は実施しているので「概ね達成された」とした。第4項は「概ね達成された」とした。「今後努力を要する」という評価があるので全体の評価を「今後努力を要する」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は、第2項は実施するという話が出たこともなく、その実施方法も定められておらず、どういった場合にこの制度を活用すべきかも具体的に協議されていない点で努力が必要だと思う。第3項は委員会で陳情者等の意見陳述が行われており、かなり効果があったため「十分達成された」とした。第4項は地域に出向いているかには疑問があるが、努力をして意見交換会を開催しているので「十分達成された」とした。第2項の評価から、全体の評価を「今後努力を要する」とした。

【佐藤委員】 2人の委員から意見があった公聴会及び参考人制度の活用についてはどの程度のものを想定しているのか。他の自治体の状況等について把握しているか。

【議事担当係長】 活用されるのは各市議会にとって重要な議案等についてであり、議員定数や議員報酬を定める議案等についての審査において学識経験者等から意見を聞くことが多いと思う。

【中村委員長】 公聴会及び参考人制度の活用は必要に応じて行うものである。今期そのような議案があったのかということも踏まえて考えてほしい。

【山崎委員】 公聴会及び参考人制度の活用が必要な議案はなかったように思う。必要であるという意見があっとうやむやになってしまったのであれば「今後努力を要する」となるが、評価の理由・意見の欄に事例がなく必要がな

かったと書けば「今後努力を要する」と評価する必要はないと思う。

【赤嶺委員】 公聴会及び参考人制度の活用が必要な議案はなく、会派内で行うべきだという意見が出たこともない。しかし、ないということ自体どうなのか。条文は「公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。」だが、活用に努めたのか。必要な議案が生じた際に活用できる状態でなければならないのではないか。

【山崎委員】 今の制度でも公聴会及び参考人制度の活用が必要な場合は活用が可能である。公聴会及び参考人制度を全議員が把握しているかはわからないが、活用が妨げられるようなことはなかったと思う。

【中村委員長】 今でも、各会派等で公聴会及び参考人制度について調査し、議会運営委員会等で制度の活用を積極的に行ってはどうかと提案できる。公聴会及び参考人制度についてはその議案がなかったために活用しなかったとし、第7条の評価を「概ね達成された」とすることでどうか。

【石田委員】 努力が必要な部分があることを記載して「概ね達成された」とすることでよい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和では第2項だけに課題があり、第3項、第4項は「十分達成された」と思っている。「概ね達成された」とすることでよい。

【中村委員長】 検証の結果、「第7条、市民参加」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第8条、会議及び情報の公開」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。正式な会議は公開されているが、任意に設置されたものについて積極的な公開がされていない。これは本条例の作成時も協議されたことである。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、第3項はできており、「十分達成された」である。第2項は委員会のインターネット中継が行われていないことが非常に問題であると考えている。本会議はもちろんだが、市民が自分の生活に直結する個々の事例に関する委員会での質疑を聞く権利があると思う。傍聴はできるが、家から出られない方等にはその機会が与えられていない状況である。第2項ができていないことから第8条全体の評価を「今後努力を要する」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「今後努力を要する」とした。委員会のインターネット中継が行われていないことからである。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「今後努力を要する」とした。インターネット中継についてスマートフォンに対応した点は評価できるが、委員会のインターネット中継に関して努力が必要である。

【河端委員】 公明党は、インターネット中継がスマートフォンに対応したこと等から、評価を「十分達成された」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「十分達成された」とした。第8条は公開しているか否かを評価するものと考えた。インターネット中継はその先の話である。

【山崎委員】 公明党、自民党・新政クラブが委員会のインターネット中継が行われていないことについてどのように考えているのか伺いたい。

【鳥淵副委員長】 委員会のインターネット中継についてはもちろん進めていくべきだと考える。第8条は記載にあるとおり公開しているか否かを基準とし、「十分達成された」と評価した。

【青木委員】 委員会のインターネット中継は場合によっては必要であるが、今すぐに実施しなければならないということではなく、今後も検討していくべき課題と捉えている。

【中村委員長】 評価の違いは委員会のインターネット中継にかかわるものようである。第1項は本委員会のような会議も含めて公開している。第3項も以前は各党派であったが、現在は各議員の審議結果を公開している。第2項について、条文は「議会は、会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする。」である。会議録の公開は現在行っており、「など」に何が含まれるかが論点となっている。

【山崎委員】 委員会のインターネット中継が非常に重要な位置にあると考えている。市民の方が傍聴に来なくても関心があるときに市民の代表と市がどのように協議しているかを見ることが出来る。朝から晩まで傍聴に来られる方がどの程度いるのか。予算書を見て時間を確認し、家で視聴できるようにすることが市民への公開ではないか。それを進めずに「概ね達成された」と評価してよいか疑問である。

【青木委員】 第8条はインターネット中継に関する協議をする条なのか。

【山崎委員】 第8条に含まれるということである。私は本件が重要であると思って本日の検証に臨んでいる。

【中村委員長】 インターネット中継がその一つであることは間違いない。ただしインターネット中継が行われていないことによって、その他ができているにもかかわらず全体が否定されてしまうような評価になるのはどうかと思う。

【鳥淵副委員長】 公明党も委員会のインターネット中継は重要だと考えている。行わないと言っているのではない。協議を重ねつつ、実施のために努力していると捉えている。

【山崎委員】 「概ね達成された」というのは私の感覚では八、九割達成されたということである。非常に重要であると思っていることが達成されていないので、八、九割達成されたと評価することはどうかと思う。議会だより等に各議員の審議結果を掲載している点や会議録については本市はよくできていると思う。ただし、ほとんどの党派が委員会のインターネット中継をすべき

だと思っているのに進めなかったことは非常に重要なことであると思う。

【赤嶺委員】 委員会のインターネット中継についてはこれまでもかなりの時間を費やして協議をしてきた。全会派が合意したにもかかわらず実現できていないものの一つである。代表者会において委員会のインターネット中継をすることで合意しているはずである。その後実施方法について意見の相違があり先に進めていない。この問題は継続して取り組んでいかなければならない大きな課題であり、いつか結論を出さなければならない。そのための努力はしてきたと考えている。

【山崎委員】 議会改革実行委員会では1会派のみ合意していないと思っているが、全会派合意しているのか。事務局に確認したい。

【事務局次長】 赤嶺委員の発言は今期に限った話ではなく、前期からの話である。今期の議会改革実行委員会では自民党・新政クラブが反対しているが、本件は長い間協議されており、前期に合意され、実施方法をめぐり意見が分かれたという赤嶺委員の発言のとおりである。

【山崎委員】 前期以前に代表者会で合意されたことは現在の任期、また来期以降にも引き続き決定事項として引き継がれる決まりはあるのか。

【事務局次長】 継続性が必要なものは議会の構成の変更、議員の入れかわりがあっても申し送り等により議論が続けられてきた。委員会のインターネット中継はその代表例である。

【石田委員】 委員会のインターネット中継は発言時間など実施方法に関する意見があり、その点で合意できなかった。私は方法については実施していく中で詰めていけばよいと思っている。大きな努力を要する部分で、積み残しがあるため「概ね達成された」と評価するのは難しい。

【平田委員】 委員会のインターネット中継について、本会議の利用状況を確認したい。

【事務局次長】 直近の6月定例会は千百数十件であった。平成29年度年間では7487件である。

【平田委員】 平成28年度はどうか。

【事務局次長】 約4千件である。

【平田委員】 インターネット中継が注目されているのは事実であると思うが、実施には議会と市の調整が必要である。

【中村委員長】 委員会のインターネット中継を行うための協議はどこで行われるべきなのか。実施には全会派が合意しているが、その方法については一致していない。

【議事担当係長】 明確な決まりはなく、代表者会や議会運営委員会も考えられるが、本市議会では積極的に議会改革に関する協議を行う組織が設置されてきた経緯があり、実態としてはそのような組織で協議されてきた。

【中村委員長】 第1項と第3項については特に問題はないようである。第2項については、委員会会議録が速報版として公開されるなど、かなり早い段階で情報公開ができています。

【山崎委員】 市民は議案についてどのような質疑や提案をしているかなどの議員の活動を委員会で見ることができる。本市議会は一般質問が一問一答ではなく、その点に批判的な意見を聞いたこともある。委員会が本市議会の議員の意見を率直に知ることができる場だと思う。それを見ることができないことに問題があると感じる。

【石田委員】 本会議と委員会で、本会議は会議録と映像が両方公開されている。そこで5割は達成されたと考えられる。委員会は会議録が要点筆記である。映像は見るできない。そこを考慮すると全体で7割程度の達成である。「概ね達成された」と評価できるのは八、九割という感覚を持っているため、その点を考えると「概ね達成された」と評価しにくい。委員会のインターネット中継をどの程度重く考えているかで、市民の方から軽く考えていると思われるかもしれないこといがかかと思う。その点からも「今後努力を要する」としたほうがよいのではないか。

【河端委員】 一般質問も議員が与えられた権利の中で民意を吸い上げて質問をしている。それは重要であると認識している。委員会での質疑も重要であり、会議録としては公開されている。公明党は評価を「十分達成された」としているが、委員会では評価を「概ね達成された」とし、委員会のインターネット中継について今後推進していくべきだと評価の理由・意見等の欄に記載するという点でどうか。

【石田委員】 「十分達成された」と「今後努力を要する」の両方の意見がある中では、「概ね達成された」とし、厳しい意見も評価の理由・意見等の欄に記載することが市民の方から誤解を受けない方法であると思う。

【中村委員長】 委員会での評価を「概ね達成された」とし、議長への報告の際に評価の理由・意見等の欄に委員会のインターネット中継についての協議が進んでいないことについて懸念を示している委員が複数おり、今後より推進していきたいと記載することでどうか。

【山崎議員】 反対である。「概ね達成された」ではほとんどできていると捉えられる。全会派が合意しているのになぜ進まないのか。現状で協議をしても実施できないと思う。時間制限をするという意見が出ること自体がおかしいと思う。多少時間がかかっても質疑すべきところはすることが、3カ月に1度しかない、議会側が追及していく権利である。委員会のインターネット中継が実施できていないにもかかわらず「概ね達成された」と評価してよいのか。

【赤嶺委員】 インターネット中継だけでなく、第8条全体で考える必要がある。第8条は委員会のインターネット中継を規定している条項ではない。向上した面もある。スマートフォンで本会議のインターネット中継や会議録の閲覧の視聴ができるようになったことは進歩である。積極的に公開しようという姿勢は結果としてあらわれている。そこはしっかりと評価する必要がある。委員会のインターネット中継は明るいみらい大和も推進してきたものであり、実施できていないことは不本意であるが、全体として評価しなけれ

ばならない。「十分達成された」とはできないが「概ね達成された」とするのが全体的な評価としてふさわしいのではないか。

【中村委員長】 「十分達成された」と評価していた公明党、自民党・新政クラブは本委員会の評価を「概ね達成された」とすることについてどうか。

【河端委員】 「概ね達成された」としてよい。

【青木委員】 「概ね達成された」としてよい。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動以外は本委員会の評価を「概ね達成された」とすることでよいとのことである。山崎委員の発言は会議録に残る。また、議長への報告でもしっかりと伝えたい。委員会のインターネット中継については実施に至っていないが、情報公開ということを見ると全体の趣旨は「概ね達成された」と評価することでどうか。

【山崎委員】 確かに進歩していると思う。しかし、委員会の会議録は一字一句書かれているわけではなく、発言と異なる趣旨で記載されていたために修正を依頼したこともあった。小まめにチェックしなければ発言の趣旨と異なる記載をされてしまうこともあると思う。そうしたことも改善点としてある。

【石田委員】 虹の会の評価は「今後努力を要する」であり、委員会のインターネット中継が実施されていないことを重く受け止めている。その点を評価の理由・意見等の欄にしっかりと記載してほしい。

【赤嶺委員】 委員会の情報公開については会議録としては公開されている。しかし、代表者会や全員協議会は公開されていない。こうした点も今後検討する必要がある。

【中村委員長】 山崎委員、石田委員の発言された委員会のインターネット中継について、赤嶺委員の発言された代表者会や全員協議会など会議と位置付けられていないために公開されていないものについての扱いを検討してほしいことを記載した上で、検証の結果、「第8条、会議及び情報の公開」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第9条、議会と市長等との関係」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【河端委員】 公明党は市長等と緊張ある関係をしっかりと保つことができているため、評価を「十分達成された」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「今後努力を要する」とした。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「概ね達成された」とした。

【石田委員】 虹の会は二元代表制の下にある議事機関としてチェック機能が働いているかを考え、評価を「今後努力を要する」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「今後努力を要する」とした。予算審議等において納得のいかない案件があった場合、日本共産党は行

っているが、組み替え動議等を行うなど、議会全体としての意見が言えているのかという視点で考えた。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。

【石田委員】 自民党・新政クラブの評価の理由を伺う。

【小倉委員】 会派人数が10人であり、さまざまな意見があったが、二元代表制を強化し、是々非々で行っていきたいという思いで「今後努力を要する」とした。

【青木委員】 期待を込めての評価である。

【山崎委員】 二元代表制でどれだけ議会が意見を言うことができるのかということであると思う。討論で言うことはできるが、議案が提出され事業を行うときに、市民がどう思うのか、当事者に話を聞いたのか、事業として行うことがふさわしいのかの協議ができていないと思う。市長に対して意見できる体制になっているか疑問である。公開の方法についても、議決前に本市がこのような事業を行うと新聞等に掲載されてしまうことがある。市では議決後に公表するように申し添えているはずであるが、公表されてしまっている。議会としてそれを許してよいのか。議長からもたびたび申し入れてもらっているが、議会軽視と感じる議員が多いと思うがどうか。

【石田委員】 山崎委員は発言を簡潔にお願いしたい。

【山崎委員】 議会軽視と感じることがあるか伺いたい。

【石田委員】 全てをととは思っていないが、感じる部分はある。例えば一般質問等で議員が提案しても実施できない理由が、さまざまな課題があるからなど大まかなもので、再質問することになるなどである。本来は実施するかしないかではなく理由を付して答弁すべきである。本市議会では1項目に対する再質問は1度しかできないため、それ以上議論が進まず、次の定例会で再度取り上げて質問することになる。年4回で4年間という、限られた回数で質問の機会が消化されてしまうのは不本意であり、議場で納得できるまで議論できるかは難しい。

【中村委員長】 第9条は「議会と市長等との関係」であり、「議員と市長等との関係」ではないことを確認したい。各会派、各議員で考え方が違うが、議会としての意思形成も必要になる。

【石田委員】 自分の質疑に対する答弁がどうであったかが重要なのではなく、重ねて議論をしようとしたときに、現在の本市議会では回数が決められており、それ以上できないという議会運営に課題がある。

【中村委員長】 第9条は議会と市長等との関係がなれ合いのようなものになっていないかどうか、議会は議会としての仕事をできているかということに言い換えることができると思う。今の審議の方法、一般質問がこのままでよいとは思っておらず、改革、改善が必要である。地方議会に与党、野党はないと言われるが、一般的に与党的と言われる会派であっても質疑はしっかりし、厳しい指摘もする。野党的と言われる会派であっても賛成するところは賛成する。ある程度の緊張感は保ちつつ、二元代表制での議会としての

役割は、完璧ではないまでも果たしているのではないか。

【石田委員】 本会議や委員会における役割としては「概ね達成された」とできるかどうかという感覚であるが、情報発信について考えると、市は圧倒的にバリエーションが豊富で強い。一方議会は紙媒体では議会だよりのみであり、その配布も自治会に依存しており広く届かない。さまざまな切り口から二元代表制を考える必要があるが、市と議会の均衡が保たれているかを考えると課題が多い。

【中村委員長】 第9条は議会の本質を問われている部分である。自分の評価であるから厳しくなるのはわかるが、議会として市長等と緊張ある関係を保てていないと自己評価するというのもいかなものか。そうした視点でも考えてほしい。

午後2時55分 休憩

午後3時00分 再開

【鳥淵副委員長】 議会として市長等との緊張ある関係を保てているかが極めて肝要である。「今後努力を要する」と評価した会派はそれができていないのか。市民からそのように捉えられてしまうのではないか。議会は市長等との関係において常に緊張感を持ち、言いたいことは言うことができているという意味で「十分達成された」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブは期待を込めて評価を「今後努力を要する」としたと述べたが、「概ね達成された」に変更する。

【赤嶺委員】 緊張感を保てていないかということを考えると、自分の会派についてはわかるが、他の会派についてはわからない。議会全体として考えた場合、議会の意見が軽視されていると感じたことはない。どんなに小さな案件であっても市はしっかりと対応し、結果を報告してくれる。政策についても相談に応じてくれる。さまざまな面で議会は議会、市は市と互いの立場をしっかりと認識しながら関係性を保てていると思う。過去には議決前に決定されたかのように公表されてしまうようなこともあり、議会軽視という意見が議員から出たこともあり、こうした点は市に改善を求める必要はある。また議会としても市とどのように調整していくかについて努力が必要な部分もあると思う。しかし、全体的には限りなく「十分達成された」に近い「概ね達成された」と評価できると思う。

【中村委員長】 評価のつけ方について詳細を説明しなかったために混乱があったと思う。自己評価のためにもっとできるはずだと厳しい評価が多いが、今期自分たちが全くやってこなかったのか、精いっぱい努力してそれなりにやってきたと思えるのかどうかという意味での評価であると思う。ここで「十分達成された」と評価したのも、今後も努力し続けるのである。厳しい評価もしつつ、議会全体の努力もあわせて評価基準とできるのではないか。

【石田委員】 議会を客観的に見たときに情報発信の差や一般質問の方法な



ど、議会として努力が必要な部分であると思う。現状で「概ね達成された」と評価した場合に、課題意識のある市民は批判的に見られてしまうのではないか。評価の理由・意見等の欄にできている部分について記載した上で「今後努力を要する」と評価してもよいのではないか。懐疑的な視点を持っていることは議会として健全ではないか。

【赤嶺委員】 石田委員に伺うが、市長等と緊張ある関係を保つことができていると考える最大の理由は何か。

【石田委員】 一般質問での質問回数が限られていることと、情報発信についてである。議会の議会だよりの配布は自治会に依存しており、広く一般市民に届いていない。アクセスした方は見ることができるが、議会からの情報発信が弱い。一方で市は全戸配布するものなどがあり、情報量の差がある。二元代表制には力が拮抗する状況が必要であると思う。情報量の差については改善できる部分があるのではないか。

【赤嶺委員】 1点目については、一般質問で質問回数に制限がなくなれば緊張関係が保たれることになるのか。2点目については、市の配布と同レベルの配布ができるようになって初めて緊張関係が保たれることになるのか。その点が理解できない。1点目は議会側で会議規則を変更すればよいだけのことであり、仮にそう考える議員が多ければ議会改革の議題になっているはずだがこれまでそうした提案は会議等でなかった。また、2点目は市のレベルに追いつくことは予算上の問題もあり難しいが、だからと言って緊張ある関係が保たれないかというところではない。石田委員の挙げた2点は、緊張ある関係を保つためにどうしても必要なものだとは思えない。

【山崎委員】 私も石田委員の挙げた2点は第9条に関係があるのか疑問である。1点目は本会議前に協議する時間を市側が十分にとってくれており、再質問しないように調整することも可能で、それは個々の議員の調整力である。また、2点目は市の広報の情報はまさに市民が必要としている情報であるが、それと議員の発言に関する情報が同じレベルでほしいかというところではない。私も一市民として市の情報はほしいが議員の発言が同じレベルでほしいかというところではない。対等である必要はないと思う。

第9条は議会として市が提案したことに反対できるかであると思う。今まで議案が提出された際に協議されたことはあったか。議員がおかしいと思ったときにそれを議会として表明してきたことがあるか。事務局に確認したい。

【事務局次長】 予算の組み替え動議を提案し意見表明した会派もある。ゆとりの森のスポーツ広場の中学生以下の利用料金の設定について配慮するよう求めた大和市都市公園条例の一部を改正する条例への附帯決議を行い執行上の要望をつけた案件もある。事務局ではそのような例があったと認識している。

【山崎委員】 私が先ほど述べたような点ができていると他の委員が感じるのであれば「概ね達成された」と評価してよい。

【石田委員】 私が挙げた2点について伝わらなかったことは残念である。

議会で協議されても情報発信されなければ伝わらない。市民への情報発信がされていれば議会に配慮しなければならなくなる。質問回数も同様である。再質問が1回と決まっていれば、市側にとって都合がよい。大きな問題点だから何度も再質問できる場合、市の議会への態度が変わってくる。また、情報発信は議会だよりが全市民に行き渡るよう努力することは基本的なことで、市側に求めていく必要があると思う。ただし一方で、常任委員会等で全分野に対して市と丁々発止の議論ができる議会は少ないと思う。評価の理由・意見等の欄に記載してもらえれば「概ね達成された」と評価してよい。

【鳥淵副委員長】 公明党としての評価はあくまでも「十分達成された」である。市長と緊張関係をしっかりと持って議員としての仕事をしているかが肝要である。他の評価をつけた会派はそうではないのか、市長の言いなりなのかと聞きたい。議会は責任を持って臨まなければならない。今期そのように一生懸命行動してきたと思っている。賛成、反対、質問回数など細かいことではなく、市や市長等と緊張感を持って言いたいことを言ってきたことを評価したい。

【中村委員長】 客観的に見て厳しい評価となったが、議会は議員の集合体であり、本委員会には全会派から委員が選出されている。各会派で市と緊張関係を保って行動できているか。各会派では「十分達成された」か「概ね達成された」という評価になるのではないか。

【石田委員】 個人としての評価ではないのではないか。

【中村委員長】 もちろん個人の評価ではないが、委員全員が市長等と緊張関係を持っているのであれば全体の評価は「十分達成された」となり、緊張関係を保っていないのであれば「今後努力を要する」となるのではないか。

【石田委員】 緊張感を保っているということに対してさまざまな評価基準があり、意見が分かれている。私は議会としてどのような仕組みをもって市と対しているかが客観的な評価基準となると思って先ほどのような意見を述べた。各議員がそれぞれの価値観に沿って一生懸命議員活動をしていると思うので、ほとんどの議員が一生懸命行っていると評価を思うと思う。

【山崎委員】 個々には緊張感をもって接していると思う。しかし市はどうか。議会としては緊張感があると思う。市は議案を提出し、議会がどう判断するか、考えているのかわからない。二元代表制にはその観点が含まれていると思う。

【中村委員長】 第9条の主語は「議会は」となっており、議会としてどうかを問われているので、その観点で評価してほしい。

【山崎委員】 しかし、両輪で、片方だけ評価するのはどうか。議会が市の脅威になり得ているかを考えなければならない。

【中村委員長】 山崎委員の発言はこれから議会として考えていかなければならない。二元代表制という言葉について全議員が共通の認識を持っているのか。二元代表制の下での議会の役割はどのようなものか。どのようにすれば議会としての役割を果たせたことになるのか。そういったことを今後も考

えながらより高いところを目指していかなければならない。検証の結果、「第9条、議会と市長等との関係」についての評価は、「概ね達成された」とすることによいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第10条、市長等の説明責任」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【佐藤委員】 日本共産党は説明を求めてきた点から、評価を「概ね達成された」とした。しかし、議案の説明資料を早く出してほしいと求めてきたが、本会議の1週間前が限界であるということであり、引き続き要求しなければならないと思う。

【石田委員】 虹の会は評価を「今後努力を要する」とした。本市の予算書、決算書は他市に比べ非常に詳細に書かれており、多くの情報を得ることができる点は評価している。一方で介護保険などにおいて大きな制度改正があった際などに市が議員に対して積極的に情報提供を行ってほしいと思っている。また、下水道運営審議会などの審議会の資料などを積極的に出してほしい。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「十分達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和では、第1項はこれまで議案の審議、一般質問等において説明を求めており、説明がないと議決できないこともあり、しっかりと行ってきた。第2項は、早めにほしいと要望してきた経緯もあり、過去に議会運営委員会で視察した議会では事前にデータで資料提供を受けている議会もあった。議会として今後も求めていく姿勢は重要である。これまで議会からの要望により改善されてきた部分もあり、評価を「概ね達成された」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブでは評価を「概ね達成された」とした。さまざまな施策の中間報告等もより一層行ってほしいことを要望したい。なお、石田委員から下水道運営審議会についての話があったが、資料はインターネットで公開され、傍聴も可能である。

【河端委員】 公明党は予算書、決算書等が丁寧に作成されていることから、評価を「十分達成された」とした。

【石田委員】 下水道運営審議会については情報公開されていることは知っている。多くの審議会がある中で、一つ一つ行うこともできるが、集約して見やすくする環境整備ができるという意味でそのような話をした。本市は優れた部分があることも認識しているので、評価を「概ね達成された」と変更してもよい。

【佐藤委員】 青木委員からもあったが、今後の計画や現在取り組んでいることについては議員にある程度は報告してもらわなければ固まってから報告されても動くことができないケースもあると思う。議会としても中間報告等

ができる体制を市に求める必要があると思う。

【中村委員長】 佐藤委員の意見について、難しい部分もあり、議会は招集された日から閉会までの会期があり、その前に情報の提供を求め、審議すると事前審査に当たる可能性があるので、その点も考えていかなければならない。実際にたくさんの情報をもらうことになれば、もらいつ放しで何もしないというわけにはいかなくなる。多くの情報を求めるのであれば、それだけ多くの責任が生じることも考えなければならない。

【赤嶺委員】 現状に不満があるわけではない。ただし改善すべき点は多々あり、議会としても改善しなければならないし、市も議会に対してどのような情報提供ができるのか検討してほしい。もっとよくしていきたいことから「概ね達成された」と評価した。

【石田委員】 まだいくつかの課題も見えている中では「概ね達成された」と評価するのがよい。

【佐藤委員】 議員として審議への準備が十分にできるかが重要である。十分な説明を受け、十分な審議ができるよう引き続き議員として求めていかなければならないため、評価を「十分達成された」とするのは難しい。

【中村委員長】 「十分達成された」という評価が複数の会派からあったことを評価の理由・意見等の欄に記載し、検証の結果、「第 10 条、市長等の説明責任」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第 11 条、行政評価」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「今後努力を要する」とした。

【河端委員】 公明党は仕組みづくり自体ができていないため、評価を「今後努力を要する」とした。

【佐藤委員】 日本共産党は実施できていないという判断で評価を「今後努力を要する」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「今後努力を要する」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は一般質問で個々に行っている部分はあるが、行政評価をしていないので、評価を「概ね達成された」としていたが、全体としてどうかというところである。

【赤嶺委員】 明るいみらい大和は行政評価を行っていないため評価を「今後努力を要する」とした。

【中村委員長】 第 11 条は作成時にも議論があり、行政評価を議会としてすべきかについても協議され、できる規定とされた経緯がある。行政評価を行っている議会もあるがその方法はさまざまである。評価を「今後努力を要する」とし、今後行政評価を実施するのか、実施するのであればどのように行う

のか、どの時期に導入すべきか等を検討しなければならないので、今後の課題としたい。

【赤嶺委員】 多くの会派が評価を「今後努力を要する」としており、非常に厳しい意見であると思う。この条文が生きているかどうか問われている。今後この条文を残すのであればできる規定のままでよいか考えなければならないと思う。多くの議員が行政評価の効果、機能を認めて条文が議会基本条例に入れられたと思う。これまでのできる規定ではなく、「行政評価を行うものとする」という一歩踏み込んだ条文への変更が求められているのではないかと思う。

【佐藤委員】 今後の在り方について代表者会や議会運営委員会等で検討してほしい旨を評価の理由・意見等の欄に記載して議長に伝えてほしい。

【石田委員】 予算や決算の討論で会派として賛否を述べており、全く行っていないわけではないと思うが、項目を設けて評価する枠組みがないことから「今後努力を要する」とすべきであると思う。

【中村委員長】 行政評価を議会として行う際には議会も議員も相当の覚悟が必要である。実施している議会もあるが本市でどの程度できるのかも含めて今後検討しなければならない。検証の結果、「第11条、行政評価」についての評価は、「今後努力を要する」とすることでよいか。

#### 全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第13条、議長及び副議長」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【河端委員】 公明党は評価を「十分達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「十分達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「十分達成された」とした。正副議長選挙の前に所信表明を行っている。

【石田委員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とした。議事運営に当たり議長の裁量を発揮する場がふえるとよい。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「十分達成された」とした。近年正副議長は投票による選挙で決定しているが、そのような方法で行う旨を規則等に明記するべきではないかという意見があった。

【中村委員長】 虹の会以外は評価を「十分達成された」としているが、虹の会としてはいかがか。

【石田委員】 「概ね達成された」と評価した会派があった旨を評価の理由・意見等の欄に記載いただければ本委員会としての評価を「十分達成された」としてもよい。

【中村委員長】 検証の結果、「第13条、議長及び副議長」についての評価は、「十分達成された」とすることでよいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

本委員会の会議時間は2時間程度としており、今がちょうどころ合いである。本日はこの程度にとどめることとし、次回は「第14条、政策形成等」から検証を行うこととしたい。また、評価方法について「十分達成された」という評価に誤解があったようである。各議員、会派、議会としてどうかを踏まえて考えてきてほしい。事務局から連絡事項をお願いする。

【議事担当係長】 次回、第5回の本委員会の日程については、8月16日(木)午後2時からである。前回は条文が5つ、今回は6つ進んだので、その程度の進行になると考えられる。既に準備されていると思うが、そのようにお願いしたい。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後3時45分 閉会